

平成22年 6月 2日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19520616

研究課題名（和文） 朝鮮前期の対明外交交渉に関する基礎的研究

研究課題名（英文） A Basic Research on Diplomatic Negotiations with Ming Dynasty
in the Early Joseon Period

研究代表者

桑野 栄治（KUWANO EIJI）

久留米大学・文学部・准教授

研究者番号：80243864

研究成果の概要（和文）：本研究は、15～16世紀における朝鮮と明との外交交渉の実相に関する基礎的研究である。本研究では、太祖李成桂が李仁任の子であるとする『大明会典』の条文の修正を要求した、いわゆる宗系弁証問題に焦点をあわせ、当時の朝鮮政府の論議、外交使節による交渉過程、そしてこの外交問題の解決により録勲された光国功臣について明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study is a basic research on the real state of affairs of a diplomatic negotiation of Joseon Korea and Ming China in the 15th and the 16th century. In this study, I focused on the issue of clarifying the royal lineage. When the *Ta Ming Hui-dian* was published, it again recorded a misapprehension that Yi Seong-ge was the son of Yi In-im. And so I clarified a discussion of the then Joseon government, the negotiating process by the diplomatic envoy, and the meritorious retainer selected by the solution of this diplomatic issue.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：朝鮮、明、冊封体制、大明会典、宗系弁証、外交使節、燕行録、光国功臣

1. 研究開始当初の背景

朝鮮王朝（1392～1897年）は建国後まもなく、中国の明を中心とする冊封体制に参入し、儀礼的關係を構築した。朝鮮国王が毎年正朝（元旦）・聖節（明皇帝の誕生日）・千秋節（明皇太子の誕生日）のほか、冬至に朝貢使節を派遣したことは周知のとおりである。

ところが、朝鮮前期（文禄・慶長の役以前。ほぼ15・16世紀に相当）の対明關係は必ずしも円滑ではなかった。とりわけ『正徳大明会典』（1509年）朝貢条に記された朝鮮王室に関わる記録の修正を明側に要求する宗系弁証問題は、王朝国家の威信をかけた対明外交交渉であった。明代の国制総覧である『大

明会典』には太祖李成桂が政敵李仁任の息子であり、4人の高麗国王を殺害して政権を奪ったと記録されていたからである。

この宗系弁証問題については、つとに末松保和「麗末鮮初に於ける対明関係」(『史学論叢(京城帝国大学文学会論纂第10輯)』第2、岩波書店、1941年)が太祖3年(1394)より太宗3年(1403)までの事件の発端を中心に論じたが、この問題が再燃する中宗13年(1518)以後の対明外交交渉を実証的かつ通時的に論じた論考はいまのところない。筆者はかつて、この外交交渉との関連から名古屋市蓬左文庫に架蔵される朝鮮版『大明会典』(1552年内賜本)の成立事情を論じた(拙稿「朝鮮版『正徳大明会典』の成立とその現存」『朝鮮文化研究』第5号、1998年)が、書誌学的アプローチという手法を採ったため、この問題が決着する宣祖22年(1589)までの具体的な交渉経緯については今後の課題とせざるをえなかった。1998年当時は朝鮮の外交使節による中国見聞記録(朝天録、燕行録ともいう)に注目されることはほとんどなく、その史料群の整備さえ立ち後れていた。

近年、さいわいにも韓国で民族文化推進会編『影印標本 韓国文集叢刊』全350冊(民族文化推進会/のち景仁文化社、ソウル、1988-2005年)、林基中編『燕行録全集』全100冊(東国大学校出版部、ソウル、2001年)が刊行された。ところが、この儒家文集と中国見聞記録は膨大な史料群ゆえ、朝鮮前期の対明外交交渉の実像を解明する史料として本格的に活用されないまま今日に至っている。たとえばその後、韓国内で朴成柱「朝鮮前期の朝・明関係における宗系問題」(『慶州史学』第22輯、慶州、2003年)が公表されたが、朝鮮側の実録記事のみを利用したにすぎず、文集類・朝天録はおろか『明実録』さえ参照していない。ついで金璟録・李成珪・権仁溶の3氏が朝鮮建国草創期と中宗代(1506~44年)の様相について散発的に取りあげたものの、総じて前述した末松保和氏による論考から大きな進展をみせたとはいえない、というのが現状である。

2. 研究の目的

本研究では、対象時期をこの外交問題が『正徳大明会典』の伝来により再燃した中宗13年より、『嘉靖会典』(1549年、現存せず)の編纂状況をめぐる情報収集を経て、『萬曆大明会典』(1587年)の頒賜と功臣の録勲によって解決する宣祖24年までの約70年間とし、朝鮮の王都漢城(いまのソウル)と明の帝都北京で繰り広げられた外交交渉の実態を追究した。この基礎的作業を通して、冊封体制下にあった東アジア世界における朝鮮の位置づけを考察することが目的である。

具体的にはまず第1に、官撰史料である『朝鮮王朝実録』(『李朝実録』ともいう)と『明実録』に収録された宗系弁証関連記録を抽出し、朝鮮政府内の議論、外交使節の派遣、明政府内の議論を徹底的に検証した。2国間の外交交渉である以上、朝鮮側の実録記事だけでなく、『明実録』を検証する必要があることはいままでもない。一般的にこの2国間関係は小国の朝鮮が大国の明に仕えたとする事大関係にあったと理解されているが、この外交交渉の分析は事大関係の実像を再検討するうえで格好の素材となる。

第2に、外交使節として明に派遣された朝鮮儒者官僚の文集を活用し、この外交交渉の展開様相を明らかにする。その際には儒家文集に収録された朝天録のほか、日記類・墓誌銘の活用が不可欠となる。朝鮮知識人の文集から宗系弁証問題に関する記録を抽出し、これらを丹念に整理・分析するという基礎的作業により、既存の朝鮮前期対明関係史研究にあらたな歴史像を提示できるであろう。

3. 研究の方法

近年、中世の日朝関係史研究が偽使派遣問題を中心として活況を呈している反面、朝中関係史研究は依然として振るわず、当該分野の基礎的研究の希薄さが東アジアの視点から朝鮮王朝の対明外交姿勢・対明観を論じる際に障壁となっていた。筆者はかつて、対明遥拝儀礼という王朝国家儀礼の側面から高麗末期・朝鮮初期における対明関係の実相を提示した(拙稿『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』2001~2003年度科学研究費補助金〔基盤研究 C2〕研究成果報告書、2004年2月、全185頁)。しかしながら、朝中間で勃発した具体的な外交問題を通して対明関係を究明するには至っていない。

本研究の方法論として特色であり独創的な点は、まず第1に名古屋市蓬左文庫に架蔵される朝鮮版『正徳大明会典』に注目したことである。蓬左文庫本『正徳大明会典』は16世紀中葉に朝鮮で印刷された現存最古の完本であり、「駿河御譲本」と称される徳川家康の遺産である。宗系弁証問題をめぐる朝中間の外交交渉過程で印刷された、いわば物的証拠であって、朝鮮と明との外交史研究には格好の工具となる。

第2に、朝鮮前期における事大関係の実相を、宗系弁証問題という具体的な外交交渉の場を通して提示することが可能となる。むしろ、その前提作業としてこの朝中間の外交交渉に関する事実関係を徹底的に洗い出す必要がある。古典的な方法論ではあれ、堅実な成果が見込めよう。実際に、明皇帝を中心とする冊封体制に参入した朝鮮は定期・不定期の遣明使節団を北京に派遣することにより、

全6段階の対明外交交渉を経てこの問題を解決に導いている。第1段階は『正徳会典』の将来と奏請使南袞の外交交渉による宗系改正の降勅、第2段階は聖節使柳溥による李氏宗系の編修許可の獲得、第3段階が奏請使権機による奏請文および聖旨註記の降勅であり、ここまでを前期とする。つづいて第4段階は『嘉靖会典』写本の将来と奏請使金澍の外交交渉による桓祖(李成桂の父李子春)名載録の降勅、第5段階が奏請使李後白による『明実録』への宗系改正事情載録の降勅、そして最終の第6段階が聖節兼奏請使尹根寿による『萬曆会典』全帙の頒賜であって、ここまでを後期とする。宣祖の尊号加上と光国功臣19名の録勲(宣祖23年)につづき、光国原従功臣の録勲(宣祖24年)がとりもなおさず宗系弁証問題の解決の証しであった。

第3に、現存する『光国功臣会盟録』(宣祖23年)と『光国原従功臣録券』(同24年)を活用したことも本研究の特色のひとつである。前者の会盟祭参加者名簿によれば、朝鮮歴代の功臣とその子孫296名が宣祖に忠誠を誓った。また、後者の録券内容を検討した結果、光国原従一等功臣137名、原従二等功臣136名、原従三等功臣599名の計872名にのぼる受給者の存在が判明した。それゆえ、ある特定の1個人の外交活動をクローズアップさせた研究は個人顕彰にかたむき、この外交問題の全体像を見失う危険性をはらむ。

こうした方法のもと、朝鮮前期における対明外交交渉のシステムを具体的な外交問題(歴史認識の相違、内政干渉ともみなしうる)に焦点を絞りつつ究明することは、従来の王権論、冊封体制論にあらたな視点と成果を提供しうるであろう。本研究の意義はここにある。

4. 研究成果

研究成果の全容は冊子形態により作成した拙稿『朝鮮前期の対明外交交渉に関する基礎的研究』(2007~2009年度科学研究費補助金〔基盤研究C〕研究成果報告書、2010年2月、全198頁)に収録した。この別冊報告書は後述の雑誌論文6件のうち、論文②~⑥をそれぞれ補訂し、全5章構成として編んだものである。このうち、論文②は第1節が筆者の措定する第5段階、第2節と第3節が第6段階に相当する。本来ならば第5章と第6章に2分割すべきであろうが、宣祖代(1567~1608年)と萬暦年間がほぼ重なることから1章分とした。また、あらたに【附録1】『光国功臣会盟録』にみる光国功臣関係者、【附録2】『光国原従功臣録券』本文、【附録3】光国原従功臣、および【附録4】宗系弁証関連使節一覧を作成し、巻末に添附した。

以下、研究成果の概要を時間軸に沿って示す。

(1) 朝鮮中宗代における宗系弁証問題の再燃

まず、朝鮮中宗代の前半期に時期を絞り、朝鮮と明とのあいだに生じた宗系弁証問題をめぐる外交交渉の実相について、朝中の官撰史料である『朝鮮王朝実録』と『明実録』を中心に整理・分析した。

朝鮮国王の正統性に関わる宗系弁証問題は太宗4年(1404)にいったん解決したかにもえたが、のち中宗13年(1518)4月に朝鮮使節が『大明会典』を明から購入したことによって再燃した。皇帝御製の序文にはじまる『大明会典』の修正は容易ではないとの事情を予測しつつも、朝鮮政府はこの年7月に宗系弁証奏請使として正使南袞・副使李籽・書状官韓忠の三使を帝都北京に向けて派遣した。あいにく正徳帝が行幸中であつたため外交交渉は難航したが、奏請使一行は礼部の咨文を獲得して中宗14年4月に王都漢城に戻る。ところが、正徳帝の勅書は宗系改正を許可するのみで、王氏殺害の件には言及がなかったことから、再度奏請使を派遣すべきか、あるいは謝恩使を派遣すべきかで朝鮮政府の論議は紛糾した。そのうえ臺諫は奏請使の外交交渉上の失態を弾劾し、その三使も辞職を願い出るにいたる。少壮学者趙光祖は明確な判断を避けた中宗を諫めることもあったが、三使の辞職は取り下げられ、ひとまず謝恩使を明に派遣することによってこの問題は収束した。ただし、この年11月に己卯士禍が発生するや李籽と韓忠は失脚し、南袞は左議政に昇進して明暗を分けた。

正徳帝の在位中に『大明会典』が改訂されることはついになかった。謝恩使は帰国後、当時の明政府では言論によって皇帝権を抑制する機能が麻痺している、と報告している。こうした政治状況のなかで朝鮮使節が『大明会典』の修正を要請したとしても、礼部が正徳帝の裁可を仰ぎ、さらにこれを実行に移すには困難であつたに相違ない。以後、この対明外交交渉は朝鮮政府にとって最大の懸案事項となる。(論文⑥、別冊報告書第1章)

(2) 朝鮮中宗20年代の対明外交交渉

中宗20年代における宗系弁証問題の展開様相を、『嘉靖会典』編纂の情報収集という観点から朝鮮王朝と明の実録記事を中心に追跡した。

中宗24年(嘉靖8年、1529)4月に北京にて『嘉靖会典』編纂着手との情報に接した陳慰使李芑は、その情報を朝中間の国境に近い義州にて聖節使柳溥に伝達した。遣明使節の連絡をあいっいでうけた朝鮮政府は、かつて中宗13年に奏請使南袞が製述した奏請文書の謄本を、義州で待つ柳溥に送り届けた。柳溥による外交交渉は当時の『明実録』に詳しく、南袞の奏請に比肩しうる成果と評価す

べきであろう。ところが、中宗 25 年 3 月に帰国した正朝使朴光榮の報告によれば、『嘉靖会典』では太祖李成桂の系譜をまったく書き改めることなく、朝鮮側の奏請の次第とこれに対する明の皇帝の聖旨を註記するという。現存する『萬曆会典』が採用したこの叙述形式は、50 年前の中宗 25 年の時点でその方針が決定していたのである。

その後、朝鮮政府は奏請使を派遣することなく、定期的に派遣する遣明使節に『嘉靖会典』編纂の進捗状況を探らせた。交渉戦略の転換である。その結果、中宗 26 年 4 月に正朝使吳世翰は『嘉靖会典』の印刷完了間近との情報を礼部より入手した。これまで朝鮮政府は遣明使節に対してその購入資金のほか賄賂まで給付していた。朝鮮使節の帰国報告は、事務繁雑により刊行遅延と繰り返すばかりであったが、中宗 28 年 10 月に聖節使南孝義は序班の厚意によって『嘉靖会典』の一部を確認した。序班が朝鮮使節に対して協力的であったことは疑いないが、南孝義は情報収集のために使った賄賂のリストに加え、内閣官員が贈物を要求した書簡まで持ち帰った。明代嘉靖年間における賄賂政治の一端を示す事例といえよう。以後、朝鮮政府は明政府に対して賄賂の贈答という、非公式的な交渉も視野に入れつつ、宗系改正をはたらきかけることになる。(論文⑤、別冊報告書第 2 章)

(3) 朝鮮中宗 30 年代の対明外交交渉

朝鮮中宗代の後半期に時期を絞り、朝鮮と明とのあいだに生じた宗系弁証問題をめぐる外交交渉の実相について、朝中の官撰史料である『朝鮮王朝実録』『明実録』のほか、『冲斎先生文集』所収の「朝天録」を中心に整理・分析した

宗系弁証問題は中宗 13 年(1518)の奏請使南袞の派遣、中宗 24 年の聖節使柳溥による外交交渉を経て中宗 30 年代に転機を迎える。中宗 32 年に「同修大明会典」の肩書きを持つ翰林院修撰龔用卿が朝鮮を訪問するや、朝鮮政府は接待儀礼の場で明使と直接交渉のうえ善処を要請した。中宗 34 年 4 月には翰林院侍読華察が来訪し、宗系改正に尽力すると確約を得た。嘉靖帝をとりまく明政府の風聞は芳しくなかったが、解決を急ぐ中宗はこの年閏 7 月、議政府の三公を説得して宗系弁証奏請使権機を帝都北京に派遣した。陸路で約 3 ヶ月をかけて北京会同館に到着した権機は、通事李應星と冬至使任権の協力を得て外交交渉に入り、礼部の題本と嘉靖帝の勅書を獲得して翌年 2 月に王都漢城に戻る。『大明会典』の条文を削除することなく朝鮮側の奏請文と歴代皇帝による聖旨を註記すると回答は、かつて中宗 25 年に正朝使がもたらした情報どおりであったが、宗系改正

が現実味をおびたことにより奏請使一行には加資のうえ恩賞が賜給された。中宗がこの慶事を宗廟に報告させ、宗系改正別試を実施したところに当時の歓喜の様子がうかがい知れる。

しかし、嘉靖帝の国政放棄を反映し、中宗の在位中に『大明会典』の改訂版が出版されることはなかった。朝鮮王室にとって最大の懸案事項であったこの対明外交交渉は、『嘉靖会典』が完成する明宗代へと持ち越されることになる。(論文④、別冊報告書第 3 章)

(4) 朝鮮明宗代の対明外交交渉

朝鮮明宗代に伝来した 2 種の『嘉靖会典』写本(逸文)に注目し、『嘉靖会典』刊行の情報収集をめぐる対明外交交渉の展開様相を整理・分析した。

『嘉靖会典』53 巻は嘉靖 29 年(明宗 5、1550)に完成し、明宗 7 年正月には冬至使韓罰が北京にてその「事例」の写本 1 冊を購入して帰国した。『嘉靖会典』は現存しないが、この写本は内閣所蔵本である。『嘉靖会典』「事例」の骨子は朝鮮の貢期と朝鮮使節に対する礼遇措置を含め、のち萬曆 15 年(宣祖 20、1587)に完成する『萬曆会典』朝貢条にほぼ継承される。明宗 11 年には 3 度の赴京経験を持つ漢吏学官林苧の上疏に加え、翌年冬至使沈通源が礼部所蔵『嘉靖会典』草稿本の謄写に成功すると、朝鮮政府では宗系弁証奏請使派遣論が再浮上した。政府はまもなく奏請使趙士秀と聖節使宋麒寿を派遣し、趙士秀は帰国間際に礼部所蔵『嘉靖会典』草稿本の閲覧を許可された。やや冗長な礼部所蔵本は『大明一統志』の朝鮮関連条文を参照した形跡がある。ただし、一連の情報漏洩の表面化を懸念し、朝鮮政府は謝恩使の派遣を見送った。

そして明宗 18 年に奏請兼進賀使金澍・書状官李陽元が明に派遣された。おりしも北京では紫禁城皇極殿が重建竣工し、朝貢ルートの疲弊も勘案しつつ金澍がその進賀使を兼ね、李子春—李成桂の系譜を明政府に強調することになる。正使の金澍は北京の玉河館にて客死したが、在位中 3 度目の奏請に接した嘉靖帝は桓祖李子春の名を採録すると勅書を降し、礼部尚書李春芳は内閣本『嘉靖会典』を急遽改刊(逸文なし)のうえ持ち帰らせた。正使の急死により北京では李陽元が指揮を執り、帰国後は通事と内官まで加資と恩賞にあずかる。朝鮮政府はすぐさま謝恩使を派遣し、礼部尚書に文具類を贈る一方、漢城では翌年 10 月に宗系改正別試を実施して国家莫大の慶事を祝い、「皇恩」に感謝した。(論文③、学会発表①、別冊報告書第 4 章)

(5) 朝鮮宣祖代の対明外交交渉

最後に、朝鮮宣祖代における『萬曆会典』

編纂の情報収集をめぐる対明外交交渉の展開様相、ならびに『萬曆会典』の獲得により録勲された光国功臣の選定事情について、朝中の官撰史料である『朝鮮王朝実録』『明実録』のほか裴三益の「朝天録」、『光国功臣会盟録』『光国原従功臣録券』を活用しつつ整理・分析を加えた。

宣祖 6 年 (1573) の奏請使李後白、宣祖 7 年の聖節使朴希立 (とくに通事洪純彦による情報収集)、そして宣祖 8 年の謝恩兼奏請使洪聖民による一連の対明外交交渉が功を奏し、『萬曆会典』のみならず『明実録』にも宗系弁証の事情が採録された。とりわけ『明世宗実録』には中宗 24 年の聖節使柳溥による外交交渉に関して詳細な記録を残し、この記録を基礎に李成桂の宗系と朝鮮建国始末が『萬曆会典』朝貢条の「朝鮮国」に附録されたことが判明した。宣祖 14 年には李珥の建議をうけて奏請使金繼輝が『萬曆会典』全巻の受領を要請する外交交渉にあたり、当時の礼部尚書徐学謨の『世廟識餘録』には李珥の奏本のほか、書状官高敬命と質正官崔岙の上書を収録する。

そして宣祖 21 年に謝恩使俞泓がまず『萬曆会典』1 冊を、翌年には聖節兼奏請使尹根寿が「朕、(朝鮮を) 視ること猶お内服のごとし」との勅書とともに『萬曆会典』全 223 巻を宣祖のもとに届けた。その間、奏請使黄廷或は秘蔵であった『萬曆会典』原稿本の当該箇所を確認し、また北京玉河館の失火を謝罪すべく赴京した陳謝使裴三益も完成直後の『萬曆会典』謄写本を朝鮮に持ち帰っている。こうした情報戦のすえ宗系弁証問題は解決し、光国功臣 19 名のほか 872 名にのぼる原従功臣が録勲されるとともに、宣祖には萬曆帝に対する「再造の恩」が生まれることになる。(論文②、別冊報告書第 5 章)

なお、後述の図書①では簡略ながら宗系弁証問題の概要を述べた。おそらく、戦後の日本人研究者による概説書でこの問題に触れたのは初めてであろう。

また、論文①は本研究とは別個の研究組織 (第 2 期日韓歴史共同研究委員会) による成果ゆえ、別冊報告書では割愛した。ただ、この外交問題が解決した直後には壬辰倭乱が勃発する。前回の研究成果 (拙稿、前掲『高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』) の延長線上にある論文でもあり、宣祖の萬曆帝に対する「再造の恩」が増幅される状況を対明外交儀礼 (望闕礼) の観点から論じたものである。本研究と同時進行したプロジェクトであり、想定外の「エフォート」となったが、冊封体制論についてあらためて考える機会に恵まれた。あわせて参照されたい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 6 件)

①桑野栄治、東アジア世界と文禄・慶長の役—朝鮮・琉球・日本における対明外交儀礼の観点から、第 2 期日韓歴史共同研究委員会編『第 2 期日韓歴史共同研究報告書 (第 2 分科会篇)』、第 2 期日韓歴史共同研究委員会、査読無、2010、pp.55-96

②桑野栄治、朝鮮宣祖代の対明外交交渉—『萬曆会典』の獲得と光国功臣の録勲、久留米大学文学部紀要 (国際文化学科編)、第 27 号、査読無、2010、pp.57-125

③桑野栄治、朝鮮明宗代の対明外交交渉—朝鮮使節が入手した 2 種の『嘉靖会典』写本、久留米大学文学部紀要 (国際文化学科編)、査読無、第 27 号、2010、pp.13-56

④桑野栄治、朝鮮中宗 30 年代における対明外交交渉—宗系弁証問題をめぐって、久留米大学文学部紀要 (国際文化学科編)、査読無、第 26 号、2009、pp.49-86

⑤桑野栄治、朝鮮中宗 20 年代の対明外交交渉—『嘉靖会典』編纂の情報収集をめぐって、東洋史研究、査読有、第 67 巻第 3 号、2008、pp.72-101

⑥桑野栄治、朝鮮中宗代における宗系弁証問題の再燃、久留米大学文学部紀要 (国際文化学科編)、査読無、第 25 号、2008、pp.51-78

[学会発表] (計 1 件)

①桑野栄治、朝鮮明宗代の対明外交交渉—朝鮮使節が入手した 2 種の『嘉靖会典』写本、第 60 回朝鮮学会大会、2009 年 10 月 4 日、天理大学 (奈良県)

[図書] (計 1 件)

①桑野栄治、他、昭和堂、朝鮮の歴史—先史から現代、2008、pp.165-212

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桑野 栄治 (KUWANO EIJI)

久留米大学・文学部・准教授

研究者番号：80243864